

2019年 春の全国交通安全運動

運動の目的 新入学児童等に対する交通安全指導の重要性や、高齢者が関係する交通事故の多発等、現下の交通事故情勢に対処するため、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。

期 間 5月11日(土)～5月20日(月)

スローガン あぶないよ 画面見ないで 前を見て

- 運動の重点**
- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
 - (2) 自転車の安全利用の推進
 - (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - (4) 飲酒運転の根絶



平成三十年度 交通安全ポスター作品コンクール
優秀賞(茨城県交通安全母の会連合会長賞)
筑西市立下館中学校(当時) 1年
牛木 南 さんの作品

主 唱 茨城県交通対策協議会

●子供と高齢者の安全な通行の確保と 高齢運転者の交通事故防止



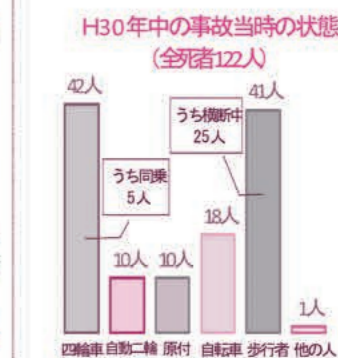
入学や進学を迎える4月以降、全国的に小学生の歩行中・自転車乗用中の交通事故が増加する傾向にあります。また、昨年の県内での交通事故死者数122人のうち歩行者の死者数は41人で、全体の3割以上を占めています。さらに、高齢運転者による交通事故は1,921件発生し、そのうち32件が死亡事故に繋がっています。

(子供と高齢者の安全な通行の確保)

- ・横断歩道は歩行者優先です。ドライバーの方は、横断歩道を横断しようとする歩行者等がいる時は必ず一時停止しましょう。
- ※これは、法令に基づく義務です。違反すると取締りの対象になります。
- ・歩行者の方は、道路を横断する時は必ず安全を確認しましょう。

(高齢運転者の交通事故防止)

- ・普段通り慣れた道路でも、目視により確実に車や歩行者の接近を確認しましょう。また、オートマチック車では、アクセルとブレーキを踏み間違えないように注意しましょう。
- ・運転適性診断や認定教育を受けるなどして、身体機能の変化等を確認しておきましょう。



●自転車の安全利用の推進



自転車は身近な交通手段である一方、自転車側に法令違反がある重大な交通事故も発生しています。昨年の県内での自転車乗用中の交通事故は1,142件発生し、年代別では高校生の事故が約2割を占めています。

- ・自転車は、道路交通法で自動車と同じ「車両」に分類されます。交通ルールとマナーを守って、安全で快適な自転車利用に努めましょう。
- ・自転車乗用中の傘差し、スマートフォン、イヤホン使用などの「ながら運転」は重大事故につながる大変危険な行為です。絶対に止めましょう。
- ・万が一の事態に備えて、損害賠償に対応できる保険に加入しましょう。



●全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

昨年の四輪車乗車中の死者42人のうち、シートベルト非着用は21人で、そのうち9人はシートベルトを着用していれば助かった可能性があります。

- ・ドライバーの方は、全ての座席でシートベルトやチャイルドシートが正しく着用されているかを確認してから出発しましょう。
- ・チャイルドシートは体の大きさに合ったものを着用するとともに、正しく装着しましょう。



●飲酒運転の根絶



昨年は飲酒運転による交通事故により6人の方が亡くなっており、死者数は全国ワースト8位と、深刻な状況となっています(H28, H29年はワースト1位)。

- ・飲酒運転を行ったドライバーはもちろん、飲酒運転者への車両の提供者、酒類の提供者、車両の同乗者に対しても厳しい罰則が定められています。
- ・飲酒運転は、何の落ち度もない他人の命を脅かす極めて悪質・危険な犯罪です。
- ・飲酒運転は絶対に止めましょう。

